年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（東京都担当部会）
令和8年9月 25 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　1件

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 2600183 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（国）第 2600022 号

第１　結論

昭和 56 年＊月から昭和 59 年３月までの請求期間及び同年４月から同年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 36 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　昭和 56 年＊月から昭和 59 年３月まで
②　昭和 59 年４月から同年 10 月まで

私は大学生の時、実家のあるＡ市を離れ、Ｂ市に居住していたが、20 歳になった昭和 56 年＊月頃にＡ市役所で父親が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。

また、大学を卒業した後はＡ市に戻ったが無職であったため、請求期間②の国民年金保険料についても父親が納付してくれていた。

請求期間①及び②が国民年金の未加入期間となっており、国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、父親が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているところ、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行っていたとする請求者の父親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「＊」（現在の基礎年金番号）に係る被保険者資格取得年月日は昭和 61 年４月１日と記載されているところ、当該資格取得年月日は、オンライン記録により確認できる国民年金の資格取得年月日と一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号と

は別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間①はＢ市に、請求期間②はＡ市に住民登録していた旨陳述しているところ、Ｂ市及びＡ市は、いずれも請求期間の国民年金に係る資料（受付処理簿、被保険者名簿等）は保管しておらず、電算システムにおいても請求者の国民年金に係る情報はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。